

公用旅券申請用写真について

規定外の写真は取り直しとなりますので、注意点をよく読み写真店で撮影して下さい。

- ① 申請者本人のみが撮影されたもの
- ② 6ヶ月以内に撮影されたもの
- ③ 正面、無帽、無背景（背景色は白）であること
- ④ 写真のサイズは、縦45mm x 横35mm（ふちなし。頭（顔）は頭頂から顎までが34mm ± 2mm、上部を2mmから6mmを必ず開ける必要があります）
- ⑤ カラーでも白黒でも可
- ⑥ 鮮明であること（焦点が合っていること）
- ⑦ 明るさやコントラストが適切であること
- ⑧ 影がなく、背景と人物の境目がわかりにくいもの
- ⑨ 眼鏡のレンズに光が反射していないもの
- ⑩ サングラス、マスク及び前髪などが目を隠すなど顔が確認しにくいもの
- ⑪ ヘアーバンドなどで頭髪を覆っていないもの
- ⑫ 変色していないもの、傷は汚れないもの
- ⑬ デジタル写真の場合、ジャギー（階段状のギザギザ模様）がないもの
- ⑭ デジタル写真の場合、写真専門紙等を使用し、画質が適切であること

★眼鏡のフレームや反射光が目にかかっているものやフレームが非常に太いものなどは、照合の妨げとなる可能性がありますので注意が必要です。同様に、眼鏡やヘアーバンド以外にもイヤリング、ピアス、カチューシャなど顔の器官を隠蔽する装飾品等は好ましくありません。

別紙旅券用提出写真についてのお知らせを持参の上、且つ旅券用写真の審査が大変厳しいですので、以下の点を留意いただいた上で公用旅券用写真を必ず写真店で撮影をお願いいたします。市中のインスタント写真撮影ボックスでの撮影はしないように併せてお願いいたします。

- (1) 指定の規格を全て満たし、容易に人物が特定できるもの。
- (2) 男性の方は必ずスーツ、ネクタイ着用、女性の方もスーツ、ブラウスを着用のこと。
- (3) 前髪が目じりにかからないようにすること。
- (4) イヤリング、ピアス等ははずすこと。
- (5) 背景によって肩のラインがはっきりしない場合もあるので、濃い目の上着を着用の上撮影すること。

旅券用提出写真についてのお知らせ

詳しくは、下記「外務省ホームページ」をご確認ください。外務省旅券課、各都道府県の旅券窓口、または各日本大使館、総領事館などへお問い合わせください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

外務省旅券課

平成28年4月

旅券用提出写真の規格は、渡航に関する国際的組織である国際民間航空機関(ICAO)の勧告に基づいて定められております。旅券は海外において唯一の国際的身分証明書であり、旅券の写真は本人確認をする上で重要となります。

また、渡航する国によっては、入国審査等の際に、人物を電子機器を用いて識別する顔認識技術により本人確認を行うこともありますので、旅券の写真規格が国際規格に則ったものであることが非常に重要となります。

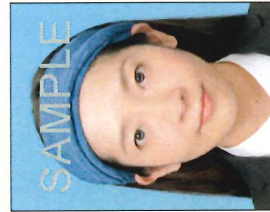
旅券用提出写真を準備される際は、これらの点をご理解の上、この「お知らせ」に記載の要件や注意事項をご確認いただき、写真の作成・提出をお願いします。



不適当な写真例

不適当な写真による申請があった場合は、写真の撮り直しをお願いすることがあります。

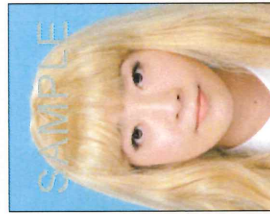
服装・装飾品等



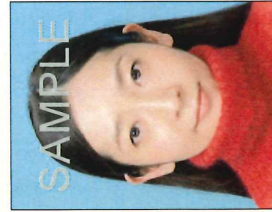
帽子や幅の広いヘアバンドにより頭部が隠れているもの



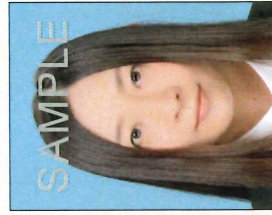
顔や頭の器音が隠れる装飾品などがあるもの



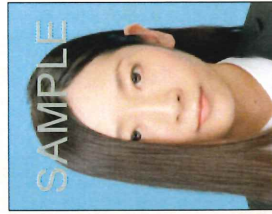
実際の容姿と著しく異なるもの(ウィッグなど)



衣服などにより顔などの顔の一部が隠れているもの



顔の輪郭が隠れるもの



髪が目(黒目)にかかっているもの

顔の向き、表情等



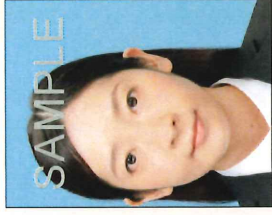
左右に傾いているもの



横を向いているもの



平常の顔貌と著しく異なるもの(口角が上がるなど)

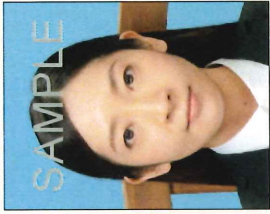


位置が片寄っているもの

背景※



背景に柄があるもの



背景以外のものが写り込んでいるもの



背景の色が濃いもの



人物と背景の境界が不明瞭なもの

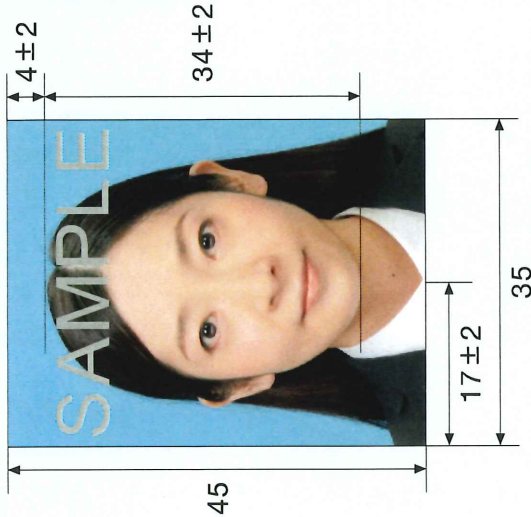


適当な写真例

提出写真規格

1. 申請者(請求者)本人のみが正面を向いて撮影されたもの
2. 提出の日前6ヶ月以内に撮影されたもの
3. 緑なしで右記図面の各寸法を満たしたもの(顔の寸法は頭頂から顎まで)
4. 無帽であるもの(申請者(請求者)の申出により、外務大臣、各都道府県知事又は領事官が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)
5. 背景(影を含む。)がないもの

(単位:mm)



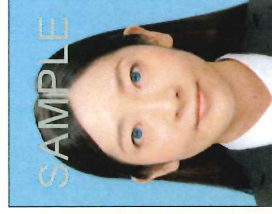
※背景については、無地(均一な)の淡い色とし、顔及び髪とのコントラストをはっきりさせること。また、被写体や背景に影が作られていないこと。

不適当な写真例

こちら側の写真例も留意の上、撮り直しのないよう適切な写真の提出をお願いします。
また、変色や傷・汚れがないこともご確認ください。

目

カラーコンタクトを装着したもののやフラッシュなどの影響により瞳が赤く写ったものは不適当です。黒目に照明が反射したキャッチライトは問題ありません。

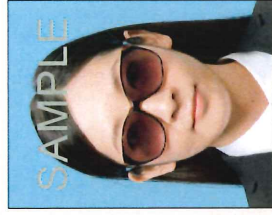


カラーコンタクトを装着したもの

フラッシュなどにより瞳が赤く写ったもの

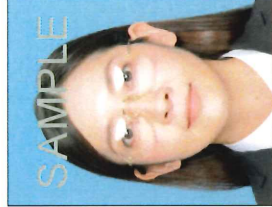
眼鏡

色付きのレンズや反射、影があるものは不適当です。また、目を妨げる縁・フレームがないものに限りです。医療上必要とされない限り、サングラスや処方のない色付きの眼鏡は許可されません。

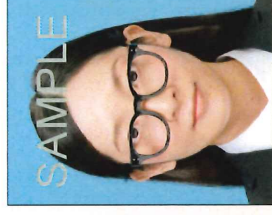


色付きの眼鏡やサングラス

照明が眼鏡に反射したもの

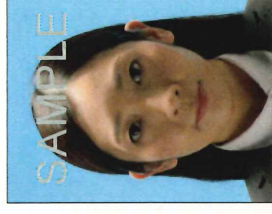


眼鏡のフレームが目にかかっているもの



影

顔や背景に影を作らないようにしてください。

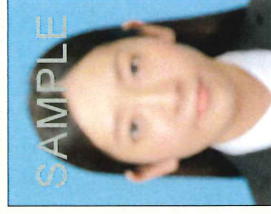


顔の影

背景の影

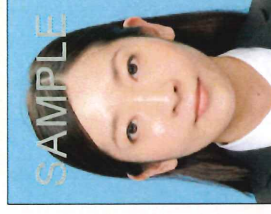
撮影品質

撮影時にピン트가合っていないか、手ぶれしてしまったり、顔にたかりやムラがあるものは不適当です。



ピンぼけや手ぶれにより不鮮明なもの

たかりやムラがあるもの



画像加工・画像処理

目を大きく見せたり、美白処理、顔パーツやほくろなどを修正するなどして、本人のイメージを変えることは、いかなる場合も不適当です。



目を大きくしたり、顔のパーツが変形したもの

変形やマスキングなどの画像処理をほどこしたもの



画像・印刷品質

デジタル画像の過剰な圧縮などが原因となってノイズ(画像の乱れ)が発生しているものや、ジャギー(階段状のギザギザ模様)、印刷時のドット(網状の点)やインクのにじみがあるものは不適当です。写真専用の用紙を使用し、鮮明な画質で印刷してください。



ノイズがあるもの

ジャギーがあるもの

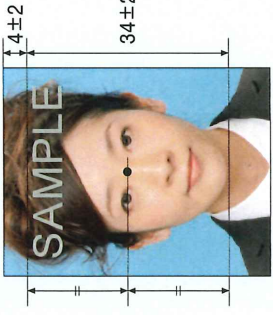


ドットやインクのにじみがあるもの

頭髪のボリュームが大きい場合

「両眼の中心から頭頂までの距離」は「両眼の中心から鬚までの距離」と等しいものとみなし、トリミングしてください。

適切な写真例



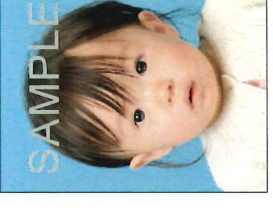
不適当な写真例



乳幼児の撮影について

補助者の身体の一部が写り込んでいる場合や目を閉じている場合は、不適当です。顔の向きや動きによる手ぶれにも注意してください。

座れない場合は、無地で淡い色のシーツなどに寝かせて真上から撮影した写真でも問題ありません。



適切な写真例

不適当な写真例

